

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[2025年4月1日現在]

## 1. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	一般社団法人 神奈川区医師会メディカルセンター 神奈川区医師会居宅介護支援センター
所在地	横浜市神奈川区反町1-8-4
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第1470200161号)
管理者	飯田 あかり TEL: 045-322-2882
サービスを提供する地域	神奈川区
併設サービス	訪問看護事業

### (2) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前9:00～午後5:00 但し、24時間連絡がとれる体制を整備しております。
---------	--

\*土日祝祭日はお休みになります。年末年始(12月29日～1月3日)は祝祭日の扱いになります。

\*営業時間以外の緊急時連絡先 TEL: 070-3198-6385

### (3) 職員体制

職種	資格	常勤・専従	常勤・兼務	非常勤
管理者	主任介護支援専門員	0名	1名	0名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名	0名	0名
	介護支援専門員	2名	0名	0名

## 2. 事業の目的、運営方針

### <事業の目的>

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

### <運営の方針>

- 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることがないように公正中立な立場で居宅サービス計画を作成します。
- 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を設けます。
- 事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。

### <事業運営の透明性の確保>

事業内容及び財務内容については、利用者及びその家族に限らず、すべての方に対しご要望に応じて開示いたします。

## 3. サービス内容

- 相談受付、状況・状態の把握、居宅介護サービス計画(ケアプラン)作成
- サービス事業者との連絡調整
- 居宅介護サービス計画の実施状況の把握

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

利用者の同意を得たうえで、サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の同意が得られている場合2か月に1回はテレビ電話等でのモニタリング実施を行うことがあります。

- ① 利用者の状態が安定していること
  - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること  
(家族等のサポートを含む)
  - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集できる
- (4) 市町村への連絡・調整
  - (5) 介護保険施設等の入所の相談

#### 4. 利用料金及び利用者負担について

##### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、法定代理受領サービスである場合、利用料に関して自己負担はありません。

(2) 利用者は、この契約を1週間以上の予告期間をもって解約することができます。

(3) 交通費について、事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合、公共交通機関を利用した場合の実費を徴収いたします。

#### 5. ケアマネジメントの公正中立の確保

利用者は居宅介護サービスの計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

#### 6. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護支援事業を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修・訓練を実施します。

#### 7. ハラスメント対策の強化

居宅介護支援事業所として、適切な居宅介護支援の提供を確保するため、職場や現場においてハラスメント対策、カスタマーハラスメント対策を講じます。

#### 8. 高齢者虐待防止の取り組みの強化

高齢者虐待防止の取り組みを強化する観点から、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。

#### 9. 身体的拘束等の禁止のおよびやむを得ない場合の記録等

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいりません。身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者またはその家族等に、身体的拘束等の様態等を説明し、その記録を行います。

#### 10. サービス内容に関する苦情

〈当事業所の相談・苦情窓口〉

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当の介護支援専門員にお申し出下さい。サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号	045-322-2882
FAX	045-313-1170
責任者	飯田 あかり
対応時間	月～金 9:00～17:00

〈その他の窓口〉

当事業所以外に以下の窓口にも苦情を伝えることができます。

- ・横浜市 介護事業指導課 TEL. 045-671-2356
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護苦情相談係  
TEL. 045-329-3447  
TEL. 0570-022-110 (ナビダイヤル)

受付時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

介護保険に関する各区の苦情・相談窓口一覧

区	担当課	電話番号
神 奈 川 区	高齢・障害支援課	045-411-7019
保 土 ケ 谷 区	高齢・障害支援課	045-334-6394
港 北 区	高齢・障害支援課	045-540-2325
西 区	高齢・障害支援課	045-320-8491
鶴 見 区	高齢・障害支援課	045-510-1770

## 7. 当法人の概要

法人種別・名称 一般社団法人 神奈川区医師会メディカルセンター  
 所在地 神奈川県横浜市神奈川区反町1-8-4  
 理事長 岩田 篤人  
 事業内容 神奈川区医師会メディカルセンター事業／神奈川区医師会事業／  
 神奈川区休日診療所事業／訪問看護事業／居宅介護支援事業／  
 神奈川区在宅医療連携拠点